

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン
(憩い型Ⅱ・憩い型Ⅰ・子育て・運動型) 事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人真庭市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン（憩い型Ⅱ・憩い型Ⅰ・子育て・運動型）（以下「サロン」という。）を真庭市と協働で支援し、円滑かつ効果的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 いきいきとした暮らしに必要な、地域の「ふれあいの場づくり」「仲間づくり」「出会いの場づくり」を推進することにより、一人暮らし高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者・障がい者（児）及び子育て中の親・子ども等地域住民の孤立感や不安を解消し、豊かに暮らせる福祉コミュニティの創造を目的とする。

(実施主体)

第3条 サロンの実施にあたっては、真庭市内の地域住民（ボランティア、福祉委員、民生委員児童委員、愛育委員等この事業に理解と熱意のあるもの）が主体で運営し、社会福祉法人真庭市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が協力し、事業の推進を図るものとする。

(事業の実施範囲と場所)

第4条 サロンの実施範囲については、原則として参加者が歩いて通える範囲（自治会単位）を基準とする。ただし、地域の実情に応じサロン効果等が期待される場合については、大字単位までを可能とする。就学前の子どもと家族等を対象とするサロンについては、この限りではない。

- 2 自主サークル活動及び趣味の会等は、サロンの対象としない。
- 3 事業を実施する場所は、地域の公共施設、民家、店舗の空きスペース等とする。

(活動内容)

第5条 サロンの活動内容は、各サロンが主体となって決定し、「生きがいづくり」「仲間づくり」「介護予防」などの活動に取り組むものとする。

- 2 サロンは、実施内容により、「憩い型Ⅱ」「憩い型Ⅰ」「子育て」「運動型」と分類する。

(参加者および会費)

第6条 サロン参加者は、真庭市に居住する者とし、活動内容に賛同し協力する者とする。
また、参加者には次の号のいずれかを含むものとする。

- (1) 地域に居住する高齢者(65歳以上)
- (2) 地域に居住する就学前の子どもと家族
- (3) 地域に居住する障がい者(児)
- (4) 社会的孤立状態にある人
- (5) その他社協が必要と認める者

2 サロンの会費は、参加者の負担とならないように配慮し、設定するものとする。

(運営)

第7条 サロンには、社協等関係団体との円滑な連携・協働を図るために代表者1名を置くこととする。また、事業にかかる収支について、会計帳簿を整備することとする。

(設置申請)

第8条 サロンを実施する団体等は、事業開始までにサロン設置申請書(様式第6号)を社協に提出するものとする。

2 社協会長は、申請団体等よりサロン設置申請書(様式第6号)を受理したときは、本要綱に定める目的等に適合するかを審査し、サロン設置の可否を決定する。

3 前項によってサロンの設置の可否が決定したときは、社協会長はサロン設置決定通知書(様式第7号)または、サロン設置不決定通知書(様式第8号)により通知する。

4 サロン活動等の変更・休止(1年以上の場合)、または廃止する場合は、変更・休止(廃止・再開)届(様式第9号)を社協に提出するものとする。

(事業の助成及び交付申請)

第9条 社協は、この事業の実施に係る助成を行う。

2 前項に定める助成は、1つのサロンにつき年50,000円を上限とする。

ただし、同一人が複数のサロンへ参加した場合の助成の優先順位は、憩い型Ⅱ・憩い型Ⅰ・子育て・運動型の順とする。

3 助成を希望するサロンは、年度ごとに次の号に掲げる書類を社協に提出するものとする。これらを提出しない場合は助成が必要ないものと判断する。

- (1) サロン事業助成金・補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業実施計画書(様式第1号の2)

(3)事業収支予算書(様式第1号の3)

(4)サロン参加者名簿(様式第1号の4)

4 前号に定める他、社協が必要とする書類の提出を求めた場合は、速やかに提出するものとする。

(事業の助成の交付決定及び交付、取り消し)

第10条 社協会長は、申請団体等よりサロン事業助成金・補助金交付申請書(様式第1号)を受理したときは、本要綱に定める事業助成に適合するかを審査し、助成交付の可否を決定する。

2 前項により助成交付の可否が決定したときは、社協会長は助成金等交付決定通知書(様式第2号)または助成金等交付不決定通知書(様式第3号)により、通知する。

3 助成が決定したサロンは、概ね3月ごとに実績報告書兼請求書(様式第4号)を社協に提出するものとする。

4 社協会長は、実績報告書兼請求書の内容を審査し、額の確定と交付を行う。

5 サロンの活動内容が、本要綱に定める事業助成の内容を満たさないときは、助成の決定の全部または一部を取り消すことができる。

6 交付を受けたサロンは、助成金等の収支状況を記載した会計帳簿及びその他書類を整備しておかなければならない。

(事業実績報告書)

第11条 交付を受けた団体等は、事業が終了したときまたは事業の対象年度が終了したときは、終了の日から30日以内に次の各号に掲げる書類を社協に提出するものとする。

(1)サロン事業助成金・補助金実績報告書(様式第5号)

(2)事業実績報告書(様式第5号の2)

(3)事業収支決算書(様式第5号の3)

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、サロンの実施に関し必要な事項は、社協会長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 1 月 24 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和 2 年度以前において真庭市地域住民グループ支援事業補助金交付規程に基づいて補助金の交付決定を受けた団体（げんき輝き教室）で、令和 3 年度に社会福祉法人真庭市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン（憩い型Ⅱ・憩い型Ⅰ・子育て・運動型）事業実施要綱（以下「要綱」という。）により助成金の交付対象に該当しないこととなる事業を実施する団体の令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度における当該事業に対する助成金の交付については、次の各号に掲げるところによる。ただし 10 円未満は切り捨てとする。
 - (1) 令和 3 年度においては、要綱第 9 条により助成金を交付するものとする。
 - (2) 令和 4 年度においては、令和 3 年度に交付決定した助成金額に 3 分の 2 を乗じて得た額を限度として助成金を交付するものとする。
 - (3) 令和 5 年度においては、令和 3 年度に交付決定した助成金額に 3 分の 1 を乗じて得た額を限度として助成金を交付するものとする。

別表1 (第5条関係)

分 類	内 容
憩い型Ⅱ	地域のだれでも参加でき、交流の場づくり等に取り組んでいる
憩い型Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回以上開催し、真庭市が推進する体操に取り組んでいる ・5人以上で取り組んでいる ・参加者の半数以上が65歳以上の高齢者である
子育て	就学前の子どもと家族等を対象とした交流の場づくりに取り組んでいる
運動型	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回以上開催し、真庭市が推進する体操に取り組んでいる ・5人以上で取り組んでいる ・参加者の半数以上が65歳以上の高齢者である

別表2 (第9条関係)

助成の種類	金額	備考	
食事会(1人につき)	200円	上限 月200円(1人につき)	上限 年50,000円
茶話会(1人につき)	50円		
講師料(1回につき)	3,000円	上限 9,000円(年3回)	